

令和6年度 いきいきふるさと“夢”支援金事業（支所発地域力向上支援金事業）  
募集要項

古里支所

1 主 旨

古里支所では次のとおり、「いきいきふるさと“夢”支援金事業」を募集します。

2 交付の対象者

古里地区内で活動している又は活動しようとする団体

3 交付の対象となる事業

次の分野に該当する事業を対象とします。

(1) 地域住民の保健福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
例1) 地域の高齢者等の生活弱者の支援を目的とした事業 例2) 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業 例3) 地域の福祉の向上を目的とした事業 例4) 地域住民の保健福祉の充実を進めるために必要な機器等の購入事業
(2) 地域住民の教育や文化の振興を目的とする次に掲げる事業
例1) 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業 例2) 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業 例3) 地域の青少年の健全育成を目的とした事業 例4) 地域住民の教育や文化の振興を進める上で必要な機器等の購入事業
(3) 地域の安全安心の実現を目的とする次に掲げる事業
例1) 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行なう事業 例2) 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業 例3) 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業 例4) 地域の安全安心の実現を図る上で必要な機器等の購入事業
(4) 地域の環境保全や景観形成を目的とする次に掲げる事業
例1) 地域の環境美化を行う事業 例2) 地域の景観の維持保全を進める事業 例3) 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業 例4) 地域の環境保全や景観形成に必要な機器等の購入事業
(5) その他地域の活性化のために管轄する支所長が認めた事業
例1) 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業 例2) 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業 例3) 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業 例4) 地域の活性化を目的とした事業に必要な機器等の購入事業

#### 4 交付の対象とならない事業

次の項目のいずれかに該当する事業は交付の対象になりません。

- (1) 宗教的又は政治的活動に係る事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求する事業
- (4) その他適当でないと認められる事業

#### 5 交付の対象となる経費

事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外の経費を控除した経費とします。

##### 【交付対象外の経費】

- ア 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- イ 3年を超えない活動に要する物品（備品相当：3万円以上のものに限る）の購入に要する経費
- ウ 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- エ 交付対象者の構成員を対象とした懇親のための飲食費
- オ 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- カ その他適当でないと認められる経費
- キ 支援金交付決定前に支出された経費

#### 6 支援金の交付額

- (1) 対象事業費 3万円以上
- (2) 補助率 10/10以内
- (3) 限度額 1事業当たり、原則として50万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。（本支援事業の予算総額も50万円です。）
- (4) 留意事項 対象事業費の決算額が3万円未満となった場合には、支援金が交付されませんので注意してください。

#### 7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書（申込書）」を古里支所に提出してください。
- (2) 募集期間 令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）

#### 8 選考方法等

- (1) 次の委員で構成する選考委員会で、交付の対象となる事業を決定します。
  - 古里支所長
  - 古里住民自治協議会長
  - 古里住民自治協議会総務部会長

古里公民館長

古里白バラ会会長

古里地区民生児童委員協議会会長より推薦された者

- (2) 事業の選考は、次の視点で行います。
  - ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
  - イ 事業の適正性（費用負担及び積算方法、実施体制、工程等の適正性）
  - ウ 事業の効果（受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題等）
  - エ 事業の将来性（事業終了後の自立と発展）
  - オ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は令和6年6月18日（火）に開催し、審査結果は令和6年6月28日（金）までに、応募者全員に通知を発送します。
- (4) 交付対象事業は、令和6年度中に事業を完了し、令和7年3月31日までに実績報告書を提出するものとします。
- (5) 事業が完了したときは、「事業実績報告書」を提出するとともに、使用されなかった支援金については、返納していただきます。

## 9 公表

対象となった事業及び事業者は、古里支所掲示板に掲示するとともに、古里住民自治協議会だより「いきいき ふるさと」、市ホームページ等で公表します。

また、事業実施後に提出していただいた「事業実施報告書（自己評価）」は、選考委員会で事業評価を行った上で、公表します。

## 10 個人情報の取扱

記載いただいた個人情報は、「いきいきふるさと“夢”支援金事業」に係る事務のために利用し、他に利用することはありません。